

(仮称) クリーンセンター整備・
運営事業

入札説明書

令和3年5月31日

志太広域事務組合

目 次

第1章 入札説明書の位置付け	2
第2章 事業概要等	3
第1節 事業名称	3
第2節 対象となる公共施設等の種類	3
第3節 公共施設等の管理者	3
第4節 事業目的	3
第5節 事業概要	3
第6節 事業者が実施する業務の範囲	5
第7節 事業者の収入	6
第8節 業務終了時の引継業務	6
第9節 本組合が実施する業務の範囲	7
第10節 関係法令等の遵守	8
第3章 事業者の選定手続等	9
第1節 事業者の募集及び選定等スケジュール	9
第2節 選定部会の設置	9
第4章 入札に関する条件	10
第1節 入札参加者の備えるべき参加資格要件	10
第2節 募集要項の質問、参考資料等	12
第3節 参加表明書の提出	13
第4節 資格審査（参加資格審査）	14
第5節 概要ヒアリング	16
第6節 入札	18
第7節 事業者の選定	19
第8節 交付金申請等手続及び起債協議並びに地方債借入手続への協力	22
第9節 次点の取扱	22
第10節 入札保証金及び契約保証金	22
第11節 共同企業体の設立	22
第12節 特別目的会社の設立	22
第13節 その他の留意事項	23
第5章 本事業に関する提示条件	25
第1節 売電収入の帰属先	25
第2節 保険	25
第3節 想定されるリスクの分担	25
第4節 業務の委託等	25
第6章 事業実施に関する事項	26

第1節 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置	26
第2節 事業の継続が困難となった場合における措置	26
第3節 組合による事業の実施状況の監視	26
第4節 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	27
第5節 その他の支援に関する事項	28
添付資料－1 事業スキーム図	29
添付資料－2 対価の支払方法について	30
添付資料－3 モニタリング及び支払の減額について	34

用語の定義

本入札説明書で用いる用語を下記のとおり定義する。

- 本組合 : 志太広域事務組合をいう。志太広域事務組合は焼津市及び藤枝市の2市で組織する一部事務組合である。
- 本事業 : (仮称) クリーンセンター整備・運営事業をいう。
- DBO方式 : Design (設計)、Build (建設)、Operate (運営) を事業者に一括して委ねる民活事業手法をいう。
- 特定事業 : 公共施設等の整備等に関する事業であって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。
- 募集要項 : 本事業の入札公告に際して配布する入札説明書、要求水準書、契約書案、落札者決定基準書及びこれらに係る質問回答等の資料であり、本事業に関する要求水準、契約条件及び事業者の選定基準等の基本条件を示す資料をいう。
- 特定事業の選定 : 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第7条に規定されている手続き。本事業においては、PFI方式に準じたDBO方式を予定することから、これにより実施することが適切であると公共施設の管理者等が認める事業を選定することをいう。
- 本施設 : (仮称) クリーンセンターをいう。
- 事業者 : 本組合と本事業の基本契約を締結する選定事業者をいう。選定された入札参加者の構成企業、協力企業及び運営事業者で構成される。
- 設計・施工企業 : 事業者のうち本施設の設計・施工を行う者をいう。
- 運営事業者 : 事業者のうち本施設の運営を行う者をいう。
- 運営企業 : 運営事業者から本施設の運営業務を受託する企業又は運営事業者から運転人員の派遣を行う企業をいう。
- 入札参加者 : 本事業の入札に参加する企業若しくは企業グループをいう。
- 構成員 : 入札参加者を構成する企業かつ、特別目的会社に出資するそれぞれの企業をいう。
- 代表企業 : 入札参加者を代表する企業をいう。運営事業者の最大出資者となる。
- 協力企業 : 本事業の公募に複数の企業で参加する場合において、構成企業以外の者で事業開始後、設計・施工業務、運営業務の一部を本組合又は事業者から請負若しくは受託することを予定している企業をいう。
- 構成企業 : 構成員と協力企業の総称
- 基本契約 : 事業者の本事業を一括で発注するために、本組合と事業者で締結する契約をいう。
- 建設工事請負契約 : 本事業の設計及び施工の実施のために、基本契約に基づき、本組合と設計・施工企業が締結する契約をいう。
- 運営委託契約 : 本事業の運営の実施のために、基本契約に基づき、本組合と運営事業者が締結する運営業務委託契約をいう。
- 特定事業契約 : 基本契約、建設工事請負契約及び運営委託契約の3つの契約をまとめた総称をいう。
- モニタリング : 事業者が実施する設計、施工及び運営の実施状況についての本組合の監視をいう。

第1章 入札説明書の位置付け

志太広域事務組合（以下「組合」という。）は、令和3年3月15日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条の規定に準じて本事業を特定事業として選定し、DBO方式により実施することとした。

本入札説明書は、本事業を実施する事業者選定のための総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2）に適用されるものである。本事業に係る入札公告に基づく事業者の募集及び選定等について、事業者は、本入札説明書、「要求水準書」、「落札者決定基準書」、「基本協定書（案）」、「基本仮契約書（案）」、「建設工事請負仮契約書（案）」、「運營業務委託仮契約書（案）」、「様式集」及びこれらに関する質問回答により、本事業を実施しなければならない。

参加表明者は、本入札説明書等の内容を十分理解したうえで、本事業の目的に沿った条件で必要な提案書を提出することとする。

第2章 事業概要等

第1節 事業名称

(仮称) クリーンセンター整備・運営事業

第2節 対象となる公共施設等の種類

一般廃棄物（ごみ）処理施設

第3節 公共施設等の管理者

志太広域事務組合 管理者 焼津市長 中野弘道

第4節 事業目的

本組合においては、所管するごみ処理施設である高柳清掃工場が稼働後 37 年、一色清掃工場が稼働後 32 年を経過し、設備・装置の老朽化が進んでいるため現在、(仮称) クリーンセンター整備基本計画に基づき、施設更新に取り組んでいる。

本事業は、本組合域内から発生する燃やせるごみ、資源ごみ等をより効率的かつ効果的に処理できる施設を整備することを目的とする。

第5節 事業概要

本事業は、DBO 方式により実施する。本施設の設計・施工業務は、事業者が設立する共同企業体が行うものとする。ごみ中間処理施設の運営業務は、事業者が設立する特別目的会社が行うものとする。なお、事業者は、30 年間以上の施設使用を前提として設計・施工及び運営を行うこととする。

本施設の設計・施工業務については、循環型社会形成推進交付金（交付率 1/2、1/3）の対象事業として実施する予定である。

第1項 施設の立地条件

1. 事業用地及び整備範囲

事業用地：静岡県藤枝市仮宿・高田地内

整備範囲：上記約 27,500 m²

2. 用地面積

約 27,500 m²

3. 土地利用規制

都市計画区域：藤枝市都市計画区域内

用途地域：市街化調整区域

防火地区：指定なし。ただし、建築基準法第 22 条による指定区域に該当

高度地区：指定なし

日影規制：地盤面 4m 4 時間-2.5 時間

斜線制限：道路∠1.5、隣地 31m+∠2.5

建ぺい率 : 60%以下
 容積率 : 200%以下
 都市施設 : ごみ焼却場（平成 30 年 9 月都市計画決定）
 緑化率 : 15%以上（藤枝市工場立地法に基づく地域準則条例第 3 条）
 接道 : 市道仮宿下付田高田線（整備中）

4. その他

事業用地の周辺道路、敷地状況、地質概要、周辺概要等については、要求水準書等に示すこととする。

第 2 項 施設概要

本施設は、構成市全域から発生する処理対象物を受け入れ、焼却処理を行うとともに、処理の過程で発生する熱エネルギーの有効活用を図るごみ発電設備を備えたエネルギー回収型廃棄物処理施設である。また、資源ごみを保管するストックヤードの機能も有する。

1. クリーンセンターの施設概要

(1) エネルギー回収型廃棄物処理施設

施設の種類	概要	
エネルギー回収型廃棄物処理施設	処理対象物	燃やすごみ（生活系、事業系）※
	年間計画処理量	59,895t/年
	処理能力	223t/日（111.5t/日・炉×2 炉）
	処理方式	全連続燃焼式ストーカ炉

※ 可燃性粗大ごみ及びリサイクルセンターから発生する可燃残渣

(2) 資源ごみ処理施設（ストックヤード）

施設の種類	概要	
資源ごみ処理施設 （ストックヤード）	処理対象物	資源ごみ（蛍光灯・電球、陶器類・ガラス・化粧品のびん、その他の色のびん、乾電池、一般持込み（容器包装プラスチックおよび紙類等の 2 市が独自処理する品目以外の資源ごみ））
	年間計画処理量	1,709t/年
	保管能力	5t/日（日平均取扱量）
	保管方式	ヤード方式

(3) 関連施設（要求水準書により整備される上記以外の全ての施設）

2. 供用開始

令和9年1月1日（予定）

3. 事業期間

（1）設計・施工期間

契約締結（令和4年3月予定）から令和8年12月31日まで（予定）

（2）運営期間

令和9年1月1日から令和28年12月31日までの20年間（予定）

4. 契約の形態

契約の形態は、次のとおりとする。なお、基本契約、建設工事請負契約、運営委託契約及び3つの契約をまとめた特定事業契約の締結主体を添付資料－1「事業スキーム図」に示す。

- 1) 本組合は、事業者へ設計・施工及び運營業務を一括で委託し、又は請け負わせるために、本事業に関する基本契約を事業者と締結する。
- 2) 本組合は、基本契約に基づいて建設請負事業者と本施設の設計・施工等の請負に関する建設工事請負契約を締結する。
- 3) 本組合は、基本契約に基づいて特別目的会社とクリーンセンターの運営の業務委託に関する運営委託契約を締結する。

第6節 事業者が実施する業務の範囲

事業者が実施する主な業務は次のとおりとする。なお、事業者は事業期間を通して循環型社会形成推進交付金および防衛施設周辺対策事業補助金等の申請及び許認可申請、環境影響評価に係る環境保全措置及び事後調査、行政手続、本事業のモニタリング等、本組合が実施する業務に対して協力する。

第1項 設計・施工業務

- 1) 建設請負事業者は、組合と締結する建設工事請負契約に基づき処理対象物の適正な処理が可能な本施設の設計及び施工を行う。
- 2) 設計・施工業務の範囲は、事前調査、測量、地質調査、基本設計、実施設計のほか、土木工事、建築物、プラント、その他関連設備の工事等、本施設の整備に必要な全ての工事を含む。
- 3) 建設請負事業者は、本施設の施工等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分、計画通知等の本事業に必要な許認可手続、有資格者の配置、プラントの試運転及び引渡性能試験、長寿命化計画の策定、工事中の環境保全・住民対応等の各種関連業務を行う。
- 4) 建設請負事業者は、本組合が行う循環型社会形成推進交付金の申請手続等及び関係法令に基づく許認可申請等について、必要な資料作成等（設計内訳書及び工事内訳書を含む。）を行う。

第2項 運営業務

- 1) 運営事業者は、本組合と締結する運営委託契約に基づき、クリーンセンターの運営業務として処理対象物を受け入れ、処理対象物の適正処理及びエネルギー回収を行う。なお、運営業務は、クリーンセンターの受付業務、運転管理業務、維持管理業務、情報管理業務、環境管理業務、余熱利用及び売電業務、防災管理業務、保安・清掃・住民等対応業務、見学者対応支援業務、本組合と別途合意する業務、その他これらに附帯関連する業務をいう。
- 2) 運営事業者は、焼却残渣、不燃残渣、鉄、アルミ等の適正処理及び保管を行う。灰引取業者等の引取条件を満足する一般廃棄物等については、組合が指定する灰引取業者等に引き渡す。
- 3) 運営事業者は、焼却残渣の適正処理及び保管を行う。灰引取業者の引取条件を満足する一般廃棄物等については、本組合が指定する灰引取業者に引き渡す。
- 4) 運営事業者は、焼却処理に伴って発生する熱エネルギーを利用して発電を行う。発電した電力は、本施設の使用電力に充て、余剰分は売電を行う。なお、売電収入は本組合に帰属する。

第7節 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりとする。

詳細は、入札説明書添付資料－2「対価の支払方法について」に示す。

第1項 本施設の設計・施工に係る対価

組合は、本施設の設計・施工業務に係る対価について、施設整備費として建設請負事業者に出来高に応じて支払うものとする。

第2項 本施設の運営に係る対価

本組合は、本施設の運営業務に係る対価について、固定料金と変動料金（処理対象物の処理量等に応じて変動）の構成で委託料として運営期間にわたって運営事業者を支払う。なお、委託料は物価変動に基づき、組合と運営事業者が協議のうえ、年1回を限度に改定することができるものとする。

第8節 業務終了時の引継業務

本組合は、事業期間終了後も本施設を継続して利用する予定であり、建設請負事業者及び運営事業者は30年間以上の本施設の利用が可能となるよう設計・施工並びに運営を行わなければならない。

本組合は、事業期間終了前に終了後の本施設の運営方法について検討し、建設請負事業者及び運営事業者は、本組合の検討に際して以下の事項に関して協力又は実施するものとする。

- 1) 所有する図面・資料の開示

- 2) 本事業終了後、本施設の運営を行う者（候補者を含む。）による本施設及び運転状況の視察対応
- 3) 運營業務全般に係る指導
- 4) 運営期間中の財務諸表及び以下の項目に関する費用明細等の提出
 - ・ 人件費
 - ・ 運転経費
 - ・ 維持補修費（点検、検査、補修、更新費用）
 - ・ 用役費
 - ・ その他必要な経費
- 5) 本施設の機能検査

第9節 本組合が実施する業務の範囲

本組合が実施する主な業務は、次のとおりとする。

第1項 事業用地の確保

本事業を実施するための事業用地は本組合において必要な時期までに確保する。

第2項 処理対象物の搬入（構成市）

構成市は、分別に関する指導等の啓発活動を行い、処理対象物の収集・運搬及び本施設への搬入を行う。

第3項 本事業のモニタリング

本組合は、設計・施工業務において設計内容の承諾及び工事の監理並びに監督を行う。また、運營業務において、本事業の実施状況の監視を行う。

第4項 資源ごみ並びに焼却灰等の運搬・処分業務

本組合は、本施設から発生する資源ごみ並びに焼却残渣等を資源化・処分するため、運搬、搬出する。（組合がリサイクル業者、灰引取業者等へ委託）

第5項 住民及び施設見学者への対応

本組合は、住民及び本施設見学者に対して対応窓口を担当するとともに、運營業業者と連携して適切な対応を行うこととする。

第6項 施設整備費及び運営委託料の支払

本組合は、建設工事請負契約及び運営委託契約等に基づき施設整備費を建設請負事業者に、運営委託料を運営期間にわたって運營業業者に支払う。

第7項 その他

本組合は、本施設の設計・施工に係る循環型社会形成推進交付金の申請を含む行政手続等の対応及び周辺住民への対応を事業者と連携して行う。

第 10 節 関係法令等の遵守

事業者は、本事業の実施に当たって、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）をはじめ適用される関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守する。

第3章 事業者の選定手続等

第1節 事業者の募集及び選定等スケジュール

本事業への参加を表明する事業者を広く公募する。選定は、設計・施工及び運営に関する技術、事業遂行能力等、並びに入札価格を総合的に評価するため、総合評価方式による一般競争入札により実施する。

事業者の募集及び選定等は、以下のスケジュールで行う予定である。

スケジュール	内 容
令和3年5月31日	入札公告及び募集要項公表
令和3年6月7日 ～令和3年6月9日	現地確認
令和3年6月18日	募集要項に関する質問の受付締切
令和3年7月2日	募集要項に関する質問回答の公表
令和3年7月7日	参加表明書の受付締切
令和3年7月9日	資格審査申請書類の受付締切
令和3年7月30日	参加資格審査結果の通知
令和3年8月下旬 令和3年9月上旬	競争的対話（概要ヒアリング）の実施
令和3年10月中旬	事業提案書の受付締切
令和3年12月中旬 ～令和3年12月下旬	事業提案書の審査
令和3年12月下旬 ～令和4年1月上旬	落札者の決定及び公表
令和4年1月	基本協定の締結
令和4年2月	仮契約の締結
令和4年3月	建設工事請負契約の議決
令和4年3月	特定事業契約の締結

第2節 選定部会の設置

事業提案の審査は、透明性及び公平性を確保することを目的として設置した学識経験者等で構成される「志太広域事務組合廃棄物処理施設整備事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

選定委員会は、以下の6名で構成される。各委員に対して、入札参加者やそれと同一と判断される団体等が、本事業に関し接触することを禁止する。これに違反した場合は入札を無効とする。

委員 長 荒井 喜久雄 ((公社)全国都市清掃会議 技術指導部長)
副委員 長 金原 和秀 (静岡大学 副学長(評価・浜松キャンパス総合調整担当))
委 員 福興 直己 (焼津市副市長)
委 員 河野 一行 (藤枝市副市長)

委員 内田 宣仁 (焼津市市民環境部長)

委員 佐々木 康之 (藤枝市環境水道部長)

第4章 入札に関する条件

第1節 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者は、以下の資格要件を全て満たさなければならない。組合は、参加表明者が入札参加者としての資格を有することの確認を行うために参加資格審査を実施する。

第1項 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- 1) 入札参加者は、設計・施工企業及び運営企業を含む複数の企業のグループ(一企業がこれらの役割のいくつかを兼任することも認める。)により構成されるものとし、入札参加者は本組合との交渉窓口となる企業1社(プラントの設計・施工企業)を「代表企業」として定める。
- 2) 参加表明書提出以後、入札参加者の構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本組合と協議のうえ、これを決定する。
- 3) 入札参加者の構成企業は、原則として、他の入札参加者の構成企業になることはできない。なお、本組合が事業者と特定事業契約を締結後、選定されなかった入札参加者の構成企業が事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- 4) 本事業の設計・施工業務は特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)を結成し、実施するとともに、代表企業が共同企業体の代表者となるものとする。
- 5) 落札者は、仮契約締結時まで特別目的会社である運営事業者を焼津市または藤枝市において設立するものとする。入札参加者の構成企業のうち、設計・施工企業、運営企業については、それぞれ少なくとも1社は運営事業者へ出資することとし、入札参加者の構成企業以外の者の出資は認めない。また、代表企業の出資比率は50%を超えることとする。

第2項 入札参加者の参加資格要件

入札参加者の構成企業は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

- 1) 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- 2) 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- 3) 構成企業の役割に応じて、焼津市又は藤枝市において令和3年度・4年度入札参加資格を有していること。又は参加表明書提出と併せてこの入札参加資格申請に必要な書類を提出し、当該資格を取得しうるもの。

- 4) 構成企業には(ア)～(ウ)の要件を満たす企業が含まれること。なお、(ア)～(ウ)のうち、複数の項の要件を満たす者は当該複数の項の業務に当たる者を兼ねることも可能とする。
- (ア) 建築物の設計・施工企業は、以下の要件を全て満たすこと。
- ① 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - ② 焼津市又は藤枝市の入札参加者資格者名簿で建築一式工事の登録があること。
 - ③ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による土木一式工事、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
 - ④ 建築物の設計・施工企業は、最新の建設業法に基づく建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が1,500点以上である企業を1社及び構成市内に本社又は本店があり、かつ最新の建設業法に基づく建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が900点以上である企業1社以上を構成企業に含めること。
 - ⑤ 建設業法における建築工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を本工事に専任で配置できること。
- (イ) プラントの設計・施工企業は以下の要件を全て満たすこと。
- ① 焼津市又は藤枝市の入札参加者資格者名簿で清掃施設工事の登録があること。
 - ② 循環型社会形成推進交付金制度を活用した1炉90日以上連続運転の実績を有し、1炉当たり100t/日以上かつ2炉構成以上の発電設備付ストローカ式焼却施設の納入実績があること。なお、納入実績は平成23年4月以降に稼働した地方公共団体の所有する一般廃棄物処理施設とする。
 - ③ 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による清掃施設工事につき特定建設業の許可を受けていること。
 - ④ 建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評点が参加表明書の提出期限日において1,000点以上であること。
 - ⑤ 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者資格者証の交付を受けており、かつ講習を修了している者を本工事に専任で配置できること。
- (ウ) 運営企業は、以下の要件を全て満たすこと。
- ① 地方自治体における1炉当たり100t/日以上かつ2炉構成以上の発電設備付ストローカ式焼却施設で1年以上稼働している一般廃棄物処理施設の管理実績を有すること。
 - ② 廃棄物処理施設技術管理者と成り得る資格を有する者が1名以上在籍し、本業務に配置できること。

第3項 入札参加者の構成企業の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

- 1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 (昭和 22 年政令第 16 号) の規定に該当する者
- 2) 焼津市及び藤枝市において定める要綱において指名停止期間中である者
- 3) 清算中の株式会社である企業については、会社法 (平成 17 年法律第 86 号) に基づく特別清算開始命令がなされている者
- 4) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づき更生手続き開始の申立がなされている者または民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づき再生手続き開始の申立がなされている者
- 5) P F I 法第 9 条の規定に該当する者
- 6) 本事業に係るアドバイザー業務に関与した国際航業株式会社及び内藤滋法律事務所、また、これらと資本面及び人事面において関連のある者。(「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者もしくは当該企業が発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、またはその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。)
- 7) 選定委員会の委員と資本面及び人事面において関連のある者
- 8) 本組合が「志太広域事務組合競争契約入札心得」で定める、入札に参加する資格のない者に該当する者

第 4 項 参加資格の確認

参加資格の確認は、参加資格審査申請書受付締切日とする。ただし、参加資格確認後、契約締結までの期間に入札参加者の構成企業が上記参加資格要件を欠くこととなる事態が生じた場合には、当該入札参加者は失格とする。

第 2 節 募集要項の質問、参考資料等

第 1 項 募集要項説明会

募集要項説明会は実施しない。

第 2 項 募集要項に関する質問の受付及び回答の公表

募集要項に関する質問がある場合は、様式第 1-1 号 募集要項に関する質問書 (使用するソフトは Microsoft 社製 Excel 2010 以降 (Windows 版)) に記載のうえ、電子メールに添付し、以下の要領で提出すること。電話等による問い合わせには応じない。なお、提出のあった質問に関しては、本事業に直接関係するもので、本組合が必要と認めたものについてのみ回答を行うこととし、全ての質問について回答するとは限らない。

1. 受付締切日

令和 3 年 6 月 18 日 (金) 17 時まで (必着)

2. 提出方法

組合に対し、電子メールにより送信したうえで、直ちに受信の電話確認を行うこと。

宛先：志太広域事務組合クリーンセンター整備課

メール件名：募集要項に関する質問書

E-mail：keikaku@shida.or.jp

※ 電話及びファクシミリ並びに口頭による質問は受け付けない。

3. 回答の公表

令和3年7月2日（金）17時までに組合のホームページにおいて公表する。

(URL：http://www.shida.or.jp/)

第3項 現地確認

現地確認希望者は、様式第2-1号 現地確認申込書及び様式第2-2号 現地確認に係る誓約書（使用するソフトはMicrosoft社製 Word 2010以降(Windows版)）に必要事項を記載のうえ、電子メールに添付し、下記の要領で提出すること。確認日は電子メールで申込者に連絡する。同一日を希望する者が複数となった場合は先着順とする。

1. 受付期間

令和3年6月1日（火）から

令和3年6月4日（金）12時まで

2. 現地確認日

令和3年6月7日（月）から

令和3年6月9日（水）まで

9時から12時まで及び13時から16時までの間

3. 提出方法

本組合に対し、電子メールにより送信したうえで、直ちに受信の電話確認を行うこと。

宛先：志太広域事務組合クリーンセンター整備課

メール件名：現地確認申込み

E-mail：keikaku@shida.or.jp

※ 電話及びファクシミリ並びに口頭による申込みは受け付けない。

第3節 参加表明書の提出

本事業の入札への参加を希望する者は、様式第3-1号 参加表明書（使用するソフトはMicrosoft社製 Word 2010以降(Windows版)）を以下の要領で持参により提出すること。

第1項 受付期間

参加資格審査に関する質問への回答公表日から
令和3年7月7日（水）17時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

第2項 提出先

住 所：〒421-1121 静岡県藤枝市岡部町岡部6番地の1
(藤枝市岡部支所2階)

受付場所：志太広域事務組合クリーンセンター整備課

提出書類：様式第3-1号 参加表明書

：様式第3-2号 入札参加者構成一覧表

：様式第3-3号 委任状

第4節 資格審査（参加資格審査）

参加表明者は、次に従って資格審査の申請を行い、審査を受けるものとする。

第1項 参加表明者が提出する入札参加資格審査申請書類

参加表明者は、第4章1に掲げる参加資格を有することを証明するための参加資格審査申請書類を提出しなければならない。

提出書類は下記のとおりとする。別添資料「様式集」に沿って作成し、A4縦長左綴じ片面印刷とし、様式第4号入札参加資格審査申請書が表紙となるよう袋とじで綴り、正本1部、副本2部を提出する。

1. 入札参加資格申請書類

様式番号	書類名	備考
第 4 号	入札参加資格審査申請書	
第 5-1 号	入札参加者構成一覧表	
	①会社概要（最新のもの） ②貸借対照表及び損益計算書（直近 3 期分） ③入札公告日以降に交付された次の納税証明書 ア．法人税 イ．消費税及び地方消費税 ウ．法人都道府県民税、法人市町村民税（本店所在地の納税証明書のみ提出） エ．法人事業税（本店所在地の納税証明書のみ提出） オ．固定資産税、都市計画税（本店所在地の納税証明書のみ提出） ④各役割に応じた個別の参加資格要件を確認する証明書（第 4 章第 1 項 2）を参照）	様式第 5-1 号に添付 参加資格審査申請時に提出できない場合は、事業提案書の提出時に添付することを記載
第 5-2 号	入札参加者構成一覧表（業務実施体制）	
	本施設の設計・施工を行う共同企業体の協定書の写し	様式第 5-2 号に添付 参加資格審査申請時に提出できない場合は、事業提案書の提出時に添付することを記載
第 6-1 号	プラントの設計・施工企業の実績	第 4 章 1.1 エ（イ）②に示す実績（複数件の記入可）
	納入実績を有していることを証明する書類 （契約書及び仕様書の写しなど、1 炉 90 日以上の連続運転の実績については施設職員等（施設所長等）の押印のある証明書を提出すること）	様式第 6-1 号に添付
第 6-2 号	プラントの設計・施工企業が工種ごとに配置を予定する監理・管理技術者一覧表	第 4 章 1.1 エ（イ）⑤に示す実績（複数件の記入可）
	技術者の資格等を有していることを証明する書類	様式第 6-2 号に添付
第 7-1 号	運営企業の実績	第 4 章 1.1 エ（ウ）①に示す実績（複数件の記入可）
	運転実績を有していることを証明する書類 （契約書及び仕様書の写しなど）	様式第 7-1 号に添付
第 7-2 号	運営企業が配置を予定する技術者一覧表	第 4 章 1.1 エ（ウ）②に示す実績
	技術者の資格等を有していることを証明する書類	様式第 7-2 号に添付

2. 各役割に応じた個別の参加資格要件を確認する証明書

役割	参加資格要件を確認する証明書
(1)建築物の設計・施工企業	①建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていることを証明する書類 ②焼津市または藤枝市の入札参加者資格者名簿において建築一式工事の登録があることを証明する書類 ③建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていることを証明する書類
(2)プラントの設計・施工企業	①構成市町村のいずれかの入札参加資格者名簿において清掃施設工事の登録があることを証明する書類 ②建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていることを証明する書類
(3)運営企業	-

第 2 項 参加資格審査申請書類の提出方法

参加資格審査申請書類は以下の要領で持参により提出すること。

1. 受付期間

参加資格審査に関する質問への回答公表日から
令和 3 年 7 月 9 日（金）17 時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

2. 提出先

住 所：〒421-1121 静岡県藤枝市岡部町岡部 6 番地の 1
（藤枝市岡部支所 2 階）

受付場所：志太広域事務組合クリーンセンター整備課

第 3 項 資格確認方法及び資格審査結果

参加表明者の資格確認は、提出された参加資格審査申請書類に対する書類審査により行う。

資格審査結果は、令和 3 年 7 月 30 日（金）以降に書面（「入札参加資格審査結果通知書」）により各参加表明者へ通知する。

第 5 節 概要ヒアリング

第 1 項 入札参加者が提出する提案概要書

入札参加者が提出する本事業についての提案概要書は次のとおりとする。様式については自由とし、A4 サイズに折り込んだうえで、A4 縦長綴じ片面印刷で任意に作成し、正本 1 部、副本 20 部、CD-R/RW 2 セットを様式第 8-1 号 提案概要書及び様式第 8-2 号 概要ヒアリングにおける確認事項（使用するソフトは Microsoft 社製 Word 2010 以降及び Excel 2010 以降(Windows 版)）とともに提出する。なお、提案概要書正本の表紙には、代表企業名を記載し、提案概要書副本には代表企業、構成員及び協力企業を直接的に特定できる記述並びに社名若しくは会社ロゴマーク等を入れないこと。

- 1) 以下の項目に対する考え方(各 A4 1枚以内)
 - (ア) 施設配置計画、車両動線計画の工夫
 - (イ) 公害防止計画(公害防止基準、周辺への環境負荷低減のための工夫)
 - (ウ) エネルギー回収計画(運転計画を踏まえた電力の有効利用について)
 - (エ) ④普及啓発機能及び見学者動線計画
- 2) 全体配置図(平常時、車両動線含む、A3 1枚)
- 3) 各階平面図(1フロアごとに A3 1枚)
- 4) 断面図(主要断面 3面、1断面ごとに A3 1枚)
- 5) 立面図(4面、1面ごとに A3 1枚)
- 6) 各プロセスのフロー図・系統図(各 A3 1枚)
- 7) 物質収支(A3 1枚)
- 8) 熱収支(A3 1枚)
- 9) 用役収支(A3 1枚)
- 10) 主要設備の概要説明書(A3 3枚以内)
- 11) 本施設の設計・施工業務に関する工程表(A3 1枚)
- 12) CD-R/RW(提案概要書と同じ内容を格納すること。)
- 13) 格納する電子ファイルは Microsoft 社製 Word 2010 以降(Windows 版)及び Excel 2010 以降(Windows 版)とし、図面等については PDF 形式とする。)
- 14) その他資料(必要に応じて、A3 1枚以内)

第2項 提案概要書の提出方法

提案概要書は以下の要領で持参により提出すること。

1. 受付期間

資格審査結果通知日から

令和3年8月中旬を予定(土曜日、日曜日及び祝日を除く)

詳細な日程は参加資格審査の通知と合わせて入札参加者に通知する。

2. 提出先

住所：〒421-1121 静岡県藤枝市岡部町岡部 6番地の 1
(藤枝市岡部支所 2階)

受付場所：志太広域事務組合クリーンセンター整備課

第3項 概要ヒアリング

提案概要書内容について、入札参加者に対し、本組合、選定委員によるヒアリングを実施する。ヒアリングは、令和3年8月下旬～9月上旬に行う予定であり、日程等の詳細は各入札参加者に本組合から通知する。

第6節 入札

第1項 事業提案書の提出

事業提案書は、別添資料「様式集」に沿って作成するものとし、入札書を除く提案書は、正本1部、副本20部、CD-R/RW2セットを以下の要領で持参により提出すること。

入札書は1部封筒に封緘するものとする。

副本には、様式内に別途指示がある場合を除き、代表企業、構成員及び協力企業を直接的に特定できる記述並びに社名若しくは会社ロゴマーク等を入れないこと。

1. 受付期間

概要ヒアリング実施日から

令和3年10月中旬を予定（土曜日、日曜日及び祝日を除く）

詳細な日程は参加資格審査の通知と合わせて入札参加者に通知する。

2. 提出先

住 所：〒421-1121 静岡県藤枝市岡部町岡部6番地の1
(藤枝市岡部支所2階)

受付場所：志太広域事務組合クリーンセンター整備課

3. 提出内容

- 1) 様式第9号 入札書
- 2) 様式第10号 技術提案書
- 3) 様式第11号 事業計画書
- 4) 様式第12号 非価格要素提案書
- 5) 様式第13号 要求水準に関する誓約書

※CD-R/RWには、事業提案書と同じ内容を格納すること。格納する電子ファイルはMicrosoft社製Word2010以降(Windows版)及びExcel2010以降(Windows版)(Excelファイルは、計算の数式及びリンクが残った状態で提出すること)とし、図面等についてはPDF形式とする。

第2項 入札の辞退

入札参加者は、事業提案書の受付締切日まで随時入札を辞退することができる。本入札を辞退する場合は、令和3年10月中旬までに様式第14号 入札辞退届を本組合に持参すること。なお、詳細な日程は参加資格審査の通知と合わせて入札参加者に通知する。

第3項 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は無効とする。なお、次の4)又は5)に該当する入札は、その入札の全部を無効とすることができる。また、入札の効力は組合が決定することとし、入札参加者は、その決定に対して異議を申し立てることができない。

- 1) 入札参加資格のない者がした入札又は代理権のない者がした入札
- 2) 入札書の記載事項中、入札金額又は入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
- 3) 入札者が2以上の入札（本人及びその代理人がした入札を合わせたものを含む。）をした場合におけるその者の全部の入札
- 4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する不正の行為によった入札
- 5) 公正さを疑うに足りる相当な理由があると認められる入札
- 6) その他入札説明書等において示した入札条件に違反した入札

第4項 事業提案書の修正等の禁止

事業提案書の提出後の修正、差し替え、再提出、又は撤回は認めない。ただし、この規定は審査の過程において、組合がこれらの書類の明瞭化作業を行うことを妨げない。

第7節 事業者の選定

第1項 提案審査（最優秀提案者の選定方法）

本組合は、落札者決定基準書に基づき次に掲げる手順を経て最優秀提案者を選定する。

1. 事業提案書の確認

入札参加者から提出された事業提案書について、書類不備の有無について確認を行う。

2. 基礎審査

基礎審査では、要求水準書等に規定された性能要件を満たしているか否かの審査を行う。

3. 非価格要素審査

2. の基礎審査を通過した入札参加者を対象に、非価格要素について落札者決定基準書に基づき審査し、非価格要素審査点を決定する。なお、審査に当たっては、提案内容に関する理解を深めるため、選定委員会によるヒアリングを実施する。

実施日時：令和3年12月中旬～下旬を予定

実施場所：志太広域事務組合内

実施日時、実施場所等の詳細は別途通知する。

4. 価格審査

(1) 予定価格

本事業における入札予定価格は、36,974,000,000円（税抜き額）である。入札参加者は、予定価格の上限の範囲内で提案すること。なお、予定価格とは別途に、設

計・施工業務及び運營業務についても次のとおり上限を設定するため、これらの範囲内で提案すること。

設計・施工業務の上限金額 22,577,000,000 円（税抜き額）

運營業務の上限金額 14,397,000,000 円（税抜き額）

（２）開札

開札は、入札参加者のみが立会のうえ実施する。代理人が立ち会う場合は委任状（様式第 15 号）を提出書類と併せて提出する。委任状がない場合は開札に立ち会うことはできない。なお、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない組合職員を立ち合わせるものとする。

開札日時：令和 3 年 12 月中旬～下旬を予定

開札場所：志太広域事務組合内（詳細は別途通知する。）

開札日時、開札場所等の詳細は別途通知する。

（３）価格審査点の算定

（１）に示す予定価格を超過していない入札参加者の入札価格を、落札者決定基準書に定める価格審査点算定式により価格審査点に換算し、価格審査点を算定する。

５．総合評価（最優秀提案者の選定）

３．で決定した非価格要素審査点と ４．で決定した価格審査点から落札者決定基準書に定める総合評価方式により総合評価点を算定し、最も高い点数の者を最優秀提案者とする。なお、総合評価点の最も高い入札参加者が 2 者以上あるときは、当該入札参加者にくじを引かせて順位を決定する。当該入札参加者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない組合職員が代わりにくじを引き、最優秀提案者を選定する。

第 2 項 落札者の決定

組合は、選定委員会から提出された最優秀提案者に係る報告に基づき落札者を決定し、その結果を各入札参加者に書面で通知するとともに速やかに公表する。また、事業者選定に係る審査講評を後日公表する。

１．公表日

令和 3 年 12 月下旬～令和 4 年 1 月上旬を予定

２．公表場所

志太広域事務組合ホームページ（URL：<http://www.shida.or.jp/>）

第 3 項 落札者の失格

代表企業、構成員又は協力企業が、落札者決定から契約締結までに組合との特定事業契約に関して次の事由に該当した場合は、失格とする。

ただし、該当企業が協力企業の場合に限り、直ちに失格とはせず組合との協議のうえ、当該協力企業の変更を認めることとする。

- 1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条不当な取引制限の禁止、第 8 条第 1 号競争の実質的な制限又は第 19 条不公正な取引方法の禁止に違反し、公正取引委員会から排除措置命令を受けた場合。
- 2) 贈賄・談合等著しく信頼関係を損なうような不正行為の容疑により個人又は法人の役員若しくはその使用人等が逮捕された場合、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合。

第 4 項 落札者決定後の手続

組合は落札者決定後、速やかに落札者と基本協定を締結し、特定事業契約の締結に向け、詳細な協議を行い、仮契約（基本契約、建設工事請負契約、運営委託契約）を締結する。

落札者決定後、契約締結時点までに構成員及び協力企業の参加資格要件を満足しなくなった場合は、契約締結を行わない場合がある。なお、特定事業契約の詳細の詰めは、契約書案における詳細の詰めを行うものであり、募集要項に規定された内容及び条件の変更は行わない。また、基本契約、建設工事請負契約及び運営委託契約締結以降は法令改正等によるもの、又は事実関係の修正を除く文言の修正は一切行わない。

1. 基本協定の締結

対 象 者：落札者

締結時期：落札者決定後速やかに

2. 基本契約

対 象 者：落札者及び落札者が設立する運営事業者

締結時期：令和 4 年 2 月までに仮契約を締結する。本基本契約については建設工事請負契約締結の議決を効力発生条件とする。

3. 建設工事請負契約

対 象 者：建設請負事業者

締結時期：令和 4 年 2 月までに仮契約を締結する。本建設工事請負契約については令和 4 年 3 月（予定）に開催する本組合議会の議決を経て本契約となる。

4. 運営委託契約

対 象 者：運営事業者

締結時期：令和 4 年 2 月までに仮契約を締結する。本運営委託契約については建設工事請負契約締結の議決を効力発生条件とする。

第8節 交付金申請等手続及び起債協議並びに地方債借入手続への協力

本施設は、環境省所管の「循環型社会形成推進交付金」の対象施設であることを想定している。事業者は、本組合が行う当該交付金の申請手続等に協力するものとし、当該交付金要綱等に適合するように本施設の設計・施工業務、関連資料等の作成を行う。また、本施設の一部に防衛省所管の「防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則」に基づく民生安定施設の助成を予定していることから、事業者は、本組合が行う当該補助金等の申請手続等に協力するものとする。

さらに、本施設の施工は、「一般廃棄物処理事業債」の起債対象事業であることを想定している。事業者は、本組合が行う起債借入に係る協議及び借入時の事業費の確定等に際し、起債対象事業費の算定等に協力するとともに、関連資料の作成を行う。

第9節 次点の取扱

落札者の事由により契約の締結ができなかった場合は、総合評価の上位の者から順に契約交渉を行うものとする。

第10節 入札保証金及び契約保証金

第1項 入札保証金

入札参加に係る保証金の納付は免除する。

第2項 契約保証金

建設請負事業者が支払う契約保証金については、建設工事請負仮契約書（案）第5条の規定によるものとする。また、運営事業者が支払う契約保証金については、運営業務委託仮契約書（案）第2条の規定によるものとする。

第11節 共同企業体の設立

本事業は本施設の建設工事の施工を目的として、共同企業体を結成し、以下により工事に当たるものとする。

- 1) 共同企業体の結成方法は、自主結成とする。
- 2) 本事業の入札に参加するに当たり、共同企業体の結成を予定する建設請負事業者は、落札者決定後速やかに協定書を作成し、提出すること。
- 3) 組合と契約を締結した共同企業体の存続期間は、当該工事の完成後3か月を経過した日までとする。ただし、当該存続期間満了後であっても、当該工事につき契約不適合責任がある場合には、共同企業体の各構成員は、連帯してその責を負うものとする。

第12節 特別目的会社の設立

落札者決定後、事業者は、特別目的会社を速やかに設立し、運営業務を行うために必要な許認可の取得を行う。なお、特別目的会社は次の要件を全て満たさなければならない。また、構成員以外のものは特別目的会社への出資をすることができない。

- 1) 運営事業者が設立する特別目的会社の所在地は、構成市内とすること。なお、組合が認めた場合は、運営期間に限り、本施設内に無償で設置することができる。
- 2) 落札者のうち、代表企業の議決権付普通株式の保有割合は、設立時から事業期間を通じて50%を超えるものとする。
- 3) 特別目的会社の設立に当たり、代表企業を含む全ての構成員が出資を行うこと。
- 4) 運営事業者の定款において、会社法第326条第2項に従い、監査役及び会計監査人の設置を定め、会計監査人の監査を受けた財務書類を組合に提出すること。
- 5) 運営事業者の株主は、組合の事前の書面による承諾なくして株式の譲渡、これに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。
- 6) 本事業以外の事業を兼業することはできないこと。

第13節 その他の留意事項

第1項 費用負担

応募申込に係る費用は全て参加表明者及び入札参加者の負担とする。

第2項 著作権

応募資料の著作権は、参加表明者及び入札参加者に帰属するが、審査結果の公表において必要な場合、組合は必要な範囲において事業者の了解を経たうえで公表等を行うことができるものとする。

第3項 使用する言語、計量単位、通貨単位及び時刻

本事業に関する全ての意思疎通は書面によるものとし、用いる言語は日本語とする。また、入札参加に関する事業提案書、質問、審査等における通貨は円、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。本入札説明書に関して用いる日時は、日本標準時とする。

第4項 事業者の非選定

事業者の募集、審査及び選定において入札参加者がいなかった場合、又は事業計画書及び事業提案書において本事業がPFI法に準じた手続による事業として実施することが適当でないと判断された場合には、最優秀提案者を選定せず、この旨を速やかに公表する。

第5項 消費税に関する取扱

改正された消費税の税率については、法令に従い適切に取り扱うものとする。

第6項 入札の中止、延期等

組合が必要と認めたときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことがある。

第7項 募集要項の承諾

入札参加者は、事業提案書の提出をもって募集要項の記載内容を全て異議なく承諾したものとする。

第8項 募集要項の使用の制限

組合から提示された募集要項は、本入札への参加の目的のためだけに使用することとし、他の一切の目的のために使用しないこと。

第5章 本事業に関する提示条件

第1節 売電収入の帰属先

売電に係る手続等は運営事業者で行うが、売電収入は、本組合に帰属する。運転に際しては、当該売電収入の向上及び安全運転を十分考慮すること。

第2節 保険

事業者は、提案内容に基づき第三者賠償保険等の必要な保険に加入すること。事業者の提案に基づき必要に応じて提示した条件以上の補償内容とすること。また、提示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

本組合は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の建物総合損害共済事業及び Chubb 損害保険株式会社の施設賠償責任保険を付保する予定である。

事業者の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合には、組合は事業者に対して損害賠償請求権を有する。ただし、事業者が加入する保険にて保険金が補填された部分は控除されるものとする。また、事業者の責めに帰すべき事由によって損害が生じた場合であっても、組合が加入する保険にて保険金が補填された場合は、組合が事業者に対する損害賠償金の請求からその分を控除するものとする。

第3節 想定されるリスクの分担

第1項 基本的な考え方

本事業におけるリスク分担の考え方は、「PFI 事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」等に基づき、組合と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指そうとするものである。設計・施工に係る業務、運営に係る業務に伴うリスクは、原則として事業者が負うものとするが、組合が分担すべき合理的な理由があるリスクについては、組合がリスクを負うこととする。

第2項 想定されるリスクの分担

組合と事業者のリスク分担の詳細は、特定事業契約において定める。

第4節 業務の委託等

事業者は、業務の全部若しくは一部を第三者に委任し、又は請け負わせることができる。ただし、構成員又は協力企業以外の者へ委託し、又は請け負わせる場合は事前に組合の承諾を得るものとする。詳細は契約書案において定める。

第6章 事業実施に関する事項

第1節 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置

第1項 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合、本組合と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が調わない場合は、法令及び特定事業契約中に規定する具体的措置に従う。

第2項 管轄裁判所

特定事業契約に関する紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

第2節 事業の継続が困難となった場合における措置

本事業は、令和9年1月1日に本施設が供用開始され、運営委託契約に規定される条件に基づいて、令和28年12月31日まで運営が適切に継続される必要がある。このため、運営委託契約には、運営期間中に事業の継続が困難になった場合（運営事業者の経営破綻又はその懸念が生じた場合等）の責任の所在及び対応方法を明文化し、その規定に従い対応する。

特に、運営事業者がその責に帰すべき事由により債務不履行に陥った場合において、当該事業者が再び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、本組合は当該事業者に一定の回復期間を与えて、当該事業者の事業遂行能力の回復を待つこととする。

ただし、公共サービスの重大な遅延等が懸念される場合又は当該事業者の事業遂行能力の回復が不可能であると判断される場合には、本組合は、当該事業者との運営委託契約を解除し、本施設の運営を行う事業者を新たに選定する。

第3節 組合による事業の実施状況の監視

第1項 設計・施工期間

建設請負事業者は、設計・施工業務に係る図書を本組合へ提出し、本組合の承諾を受けることとする。また、設計・施工業務の進捗状況について、本組合に定期的に報告し、承諾を受けることとする。なお、本組合は必要に応じて、建設請負事業者に対して是正等の勧告を行うことができるものとする。

建設請負事業者は、設計・施工業務の進捗に併せて試運転及び引渡性能試験に関する計画書を本組合に提出し、本組合は同計画書の承諾を行う。引渡性能試験は組合の立会いの下、性能保証項目について実施するものとする。

引渡性能試験実施時の環境計測等は、建設請負事業者の負担において、法的資格を有する第三者機関が実施することとし、ダイオキシン類の分析は、独立行政法人製品評価技術基盤機構からダイオキシン類に係る特定計量証明事業者として認定を受けている機関が実施する。

本施設の設計・施工業務の監視により、建設工事請負契約や要求水準書等で定められた条件を満たしていないと判断される場合には、本組合は建設請負事業者に改

善を要求し、対応策を提出させ、これに基づき建設請負事業者は必要な措置を講じるものとする。

第2項 運営期間

本組合は、運営事業者による運営業務の状況が要件を満たしていることを確認するために、運営業務の監視を行う。

監視に当たっては、精密機能検査結果のほか、運営事業者は施設に備えられた測定機器を用いた計測により得られたデータ等を用い、運営事業者が自主監視を行い、結果を組合に報告するものとする。また、本組合は、必要に応じて、自らの負担で、本施設に係る追加の計測・分析、周辺環境モニタリングを行い、ごみ中間処理施設の周辺環境への影響を調査することができるものとする。

本施設の運営業務の監視により、運営委託契約や要求水準書等で定められた運営状態を満たしていない、又は運転性能を十分に発揮していないと判断される場合には、本組合は運営事業者に改善を要求し、改善策を提出させ、これに基づき運営事業者は、必要な措置を講じるものとする。

第3項 焼津市、藤枝市の地元企業等の活用

本事業の実施に当たって、事業者は焼津市、藤枝市に本社又は本店がある地元企業を工事や材料の調達等において積極的に活用するとともに、運営の実施において、当該市内での雇用確保など、地域の活性化に貢献すること。

第4項 運営期間の終了時

運営期間終了時には、本組合は運営事業者から提出された維持管理計画の実施状況を確認し、運営事業者による本施設の機能検査等の結果を踏まえて本施設の現状確認を行い、施設が適切な状況となっていることを確認する。

運営事業者は、運営期間終了時に事業計画等に定めた施設性能が維持されていることについて、本組合に確認を受けたうえで、引継業務を行うものとする。なお、運営期間の終了後、特別目的会社は改修等の必要な対応に備え1年以上存続するものとする。ただし、特別目的会社に代わり代表企業が対応することができるものとする。

第4節 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

第1項 法制上及び税制上の優遇措置等に関する事項

本事業については、事業者に対して法制上及び税制上の措置の支援等を行わない。

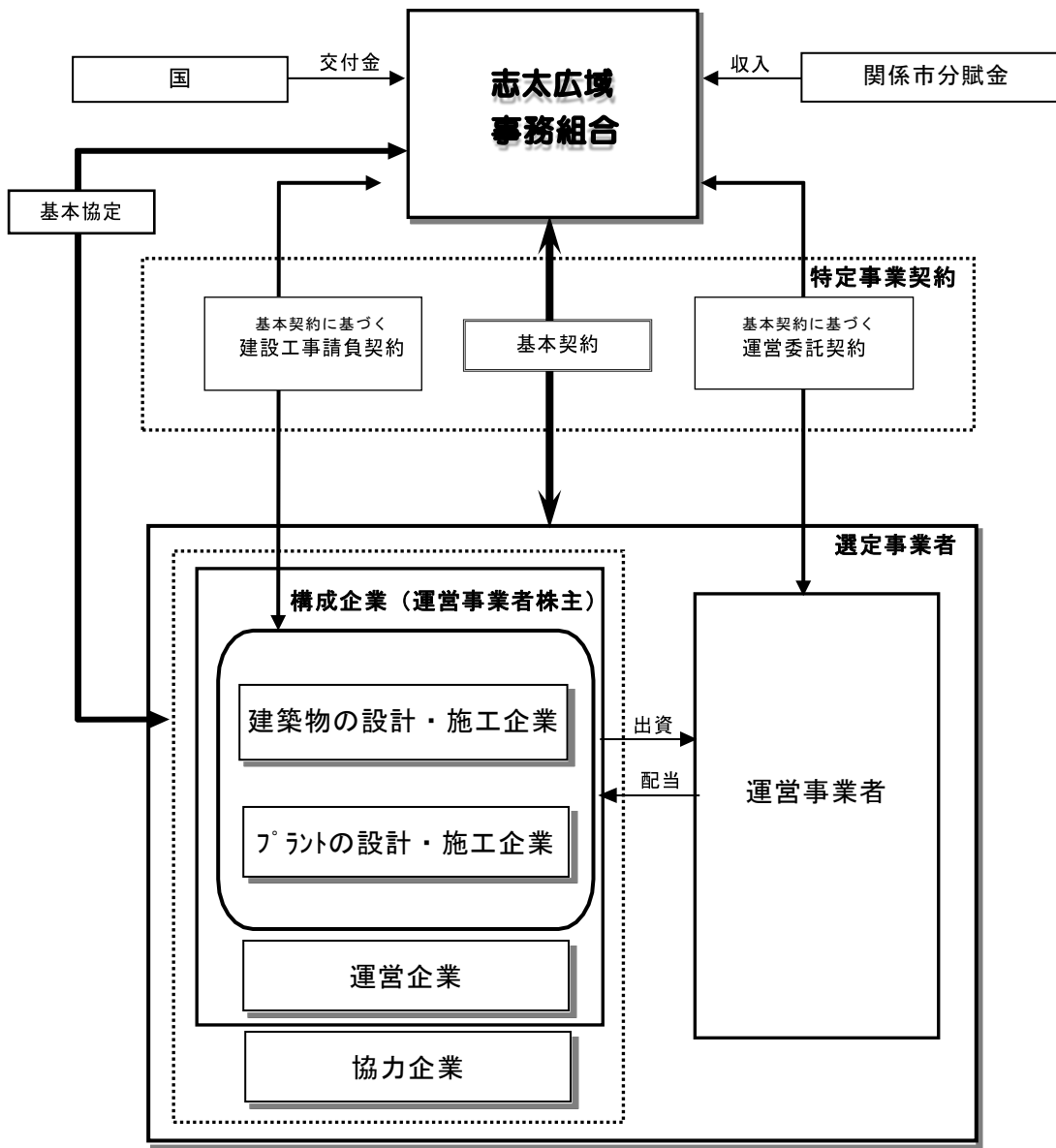
第2項 財政上及び金融上の支援等に関する事項

本事業については、事業者に対して財政上及び金融上の支援等を行わない。

第5節 その他の支援に関する事項

事業実施に必要な許認可に関し、本組合は必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、本組合と事業者が協議により対応策を検討する。

添付資料－1 事業スキーム図



添付資料－２ 対価の支払方法について

第1項 本施設の整備に係る対価

1. 施設整備費の構成

建設請負事業者が本事業における基本契約及び建設工事請負契約に規定される本施設の設計・施工業務を提供することにより、本組合が建設請負事業者に支払う。支払は、基本的に出来形部分に応じて支払うものとする。施設整備費の詳細を表 1 に示す。

表 1 施設整備費の構成、算定方法

施設整備費	支払の対象となる費用	算定方法
設計費 施工費	・ 設計費 ・ 建設工事費 ・ 関連業務費 ・ 上記に係る付随費用	・ 令和 4 年度から令和 8 年度までの年度ごとの出来形部分に相応する請負代金を提案する

2. 施設整備費の改定

設計・施工期間中に、主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動が生じた場合、建設工事請負契約第 28 条に基づき、本組合と事業者の協議のうえ、変更額を決定する。

3. 地元企業発注金額未達成の場合の措置

(1) 建設請負事業者における地元企業発注金額の算出

建設請負事業者は、事業提案書で提案した地元企業発注金額（事業収支計画様式第 11-9 号で提案された地元企業発注金額）と実績地元企業発注金額を確認し、地元企業発注金額の達成状況の報告を設計・施工期間中の毎年度本組合に行う。

(2) 本組合における地元発注金額達成状況の確認

本組合は、建設請負事業者から提出される地元企業発注金額の達成状況の報告を確認する。設計・施工期間を通じた総額での実績地元企業発注金額が提案地元企業発注金額を下回った場合、未達成分を組合へ支払う。

ただし、地元企業発注金額の未達成が建設請負事業者の責めに帰すことのできない事由に基づくことを建設請負事業者が明らかにし、組合がこれを認めた場合には、この限りではない。

実績地元発注金額が提案地元発注金額を下回っていたかどうかの判断は、設計・施工の最終年度に実施する。

(3) 本組合への支払金額の算定方法

本組合への支払金額 = 提案地元企業発注金額（円）－ 実績地元企業発注金額（円）

第2項 運營業務に対する支払

1. 運営費の構成

運営事業者が本事業における基本契約及び運営委託契約に規定される運營業務を提供することにより、本組合が運営事業者を支払う運営費の詳細を表2のとおりとし、事業者は運営費を提案する。

表2 運営費の構成、算定方法

区分	支払の対象となる費用		算定方法
運営固定費	固定費用	光熱水費 基本料金 人件費 ごみ処理施設の運營業務に係る全人件費 維持管理費 法定点検・定期点検等の補修管理費 その他費用 保険料、公租公課、特別目的会社運営費用（人件費、監査費用等） 運営開始前に必要となる開業費（登録免許税、特別目的会社設立費用等）	運営期間にわたって平準化した金額を提案する。
	補修費用	補修工事及び保全工事等の修繕工事費用	長期補修計画に基づく各年度の補修費用については、運営期間を次により分割し、第1期から第4期の各期の金額を提案する。 第1期：令和9年1月～令和13年12月 第2期：令和14年1月～令和18年12月 第3期：令和19年1月～令和23年12月 第4期：令和24年1月～令和28年12月
運営変動費	光熱水費	電力等の基本料金を除く。	■各支払期の支払金額 =各支払期の処理量(実績値)(t)×変動費単価(円/t) ※入札価格算定時の各年度運営費B = 各年度処理量(計画値)×変動費単価(円/t) 各年度処理量(計画値)については、要求水準書を参照すること。
	燃料費		
	薬剤費		
	消耗品費		
	その他費用	処理量に応じて増減する費用で、合理的な説明を付すことにより事業者が提案できる。	

2. 運営費の支払方法

- 1) 本組合は、モニタリング結果を踏まえ、表 3 に示す四半期ごとに、運営事業者が実施する運營業務に係る対価を委託料として、運営期間にわたって運営事業者を支払う。委託料は令和 8 年度第 4 四半期分（1 月 1 日～3 月末日）を初回として以後年 4 回、令和 28 年度第 3 四半期分（10 月 1 日～12 月末日）までの計 80 回支払われるものとする。

表 3 運営費の支払対象期間

期	支払対象期間	
第 1 四半期	4 月 1 日	～ 6 月 30 日
第 2 四半期	7 月 1 日	～ 9 月 30 日
第 3 四半期	10 月 1 日	～ 12 月 31 日
第 4 四半期	1 月 1 日	～ 3 月 31 日

- 2) 組合は、運営事業者から運営費の請求を受けた後、30 日以内に運営事業者に対し運営費を支払う。支払う運営費の内訳は以下のとおりとする。
- (ア) 運営固定費のうち、光熱水費、人件費、維持管理費、その他費用についての各四半期の支払額は、20 年間の合計額の 240 分の 3 とする。
- (イ) 運営固定費のうち、補修費用の各四半期の支払額は、各期合計額の 80 分の 1 とする。なお、組合と運営事業者が協議のうえ、補修計画の見直しにより、各年度の支払額を見直すことができる。ただし、補修費用の事業期間中の総額は変更しない。
- (ウ) 変動費の 1 回当たりの支払額は、〔各支払期の処理量（実績値）×変動費単価（円/t）〕によるものとする。
- (エ) 災害廃棄物処理に係る費用については別途協議とする。

3. 運営費の改定

(1) 改定の基本的な考え方

組合は、ごみ量変動、物価変動の影響を、次の方法により運営費に反映させるものとする。運営費の改定に係る考え方を表 4 に示す。

表 4 運営費の改定

運営費	改定の有無（●：改定する、－：改定しない）	
	ごみ量変動	物価変動
運営固定費	－	●
運営変動費	●	●

(2) 運営費の改定方法

1) ごみ量変動

処理量（実績値）と事業者が提案した変動費単価の積により求めることでごみ量変動を反映させるものとする。

2) 物価変動

委託料は、物価変動に基づき年一回改定するものとし、次式のとおり、入札参加者が提案する金額に物価変動を勘案して定まる額とする。物価変動の判断に用いる指数としては、消費者物価指数（財・サービス分類指数（全国）の「サービス」）とすることを原則とするが、当該指標以外を用いる必要がある場合は、落札者決定後に、指標の妥当性、合理性について協議して運営委託契約に定める。

$$P_n = P_i \times \frac{I_{n-1}}{I_3}$$

P_n : 改定後の平成 n 年度の委託料（運営固定費又は運営変動費）

P_i : 提案による委託料（運営固定費又は運営変動費）

I_{n-1} : 令和（ $n - 1$ ）年度の指標値の平均

I_3 : 令和 3 年度の指標値の平均

なお、運営固定費、運営変動費とも 1 円未満の端数は切り捨てとする。

3) 消費税及び地方消費税の変動による改定

運営期間中に消費税及び地方消費税の税率が変動した場合、本組合の運営事業者への支払にかかる消費税及び地方消費税については、組合がその税率にあわせて負担する。

4) その他例外的な見直し

運営固定費、運営変動費を構成する費目のうち、本項による見直し方法が適当でないと本組合が認めた費目については、本組合と運営事業者が協議のうえで別途見直し方法を定めるものとする。

添付資料－3 モニタリング及び支払の減額について

本組合は、運營業務について募集要項及び事業者が作成した事業提案書並びに運營業務マニュアル（以下「運營業務マニュアル等」という。）に基づいて適正かつ確実な運營業務の水準の確保がなされているかどうかを確認するため、運営事業者により提供される運營業務の水準を監視、測定及び評価する。モニタリングにより運營業務マニュアル等に規定する業務水準が達成されていない、又は達成されないおそれがあると判断した場合には、運転停止、是正勧告、運営費の減額、契約解除等の措置を行うものとする。

第1項 モニタリング方法

モニタリングは、組合と運営事業者との対話を通じて、本施設が安定して処理を継続できるよう運營業務の水準を一定以上に保つことを目的に実施する。

1. 運営事業者によるモニタリング

運営事業者は、自己の責任及び費用でセルフモニタリングを行い、運營業務マニュアル等に基づき日報、月報、四半期報、年報、その他の報告書（以下「業務報告書」という。）をそれぞれ期日までに作成し組合に提出する。業務報告書等の提出頻度、時期及び詳細項目については、本組合と運営事業者による協議のうえ、決定する。

2. 組合によるモニタリング

本組合は、事業期間にわたり、運營業務の実施状況についてモニタリングし、契約に定められた業務を確実に遂行しているかについて確認する。

その結果、運営事業者の業務内容が基本契約、運営委託契約又は要求水準書若しくは事業者提案又は運營業務マニュアル等に示される運営に関する内容を満足していないと本組合が判断した場合、図1のフローに示す手続き（四半期毎）により、是正勧告、委託料の減額等の措置をとるものとする。なお、業務水準が運営マニュアル等未達成に至ったと判断した理由が、測定機器の誤動作等の軽微でその原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続にすることが可能である。

- 1) 運営事業者から本組合への事象の報告
- 2) 運営事業者による原因と責任の究明
- 3) 運営事業者による業務改善作業への着手
- 4) 運営事業者による業務改善作業の完了の報告、組合による承諾

やむを得ない事由により、運営マニュアル等未達成となる場合、運営事業者は速やかに、かつ詳細にこれを本組合に報告し、本組合と改善方法について協議する。運営事業者の通知した事由に合理性があると組合が判断した場合、組合は対象となる業務の停止又は変更等を認め、是正勧告を取り下げる。

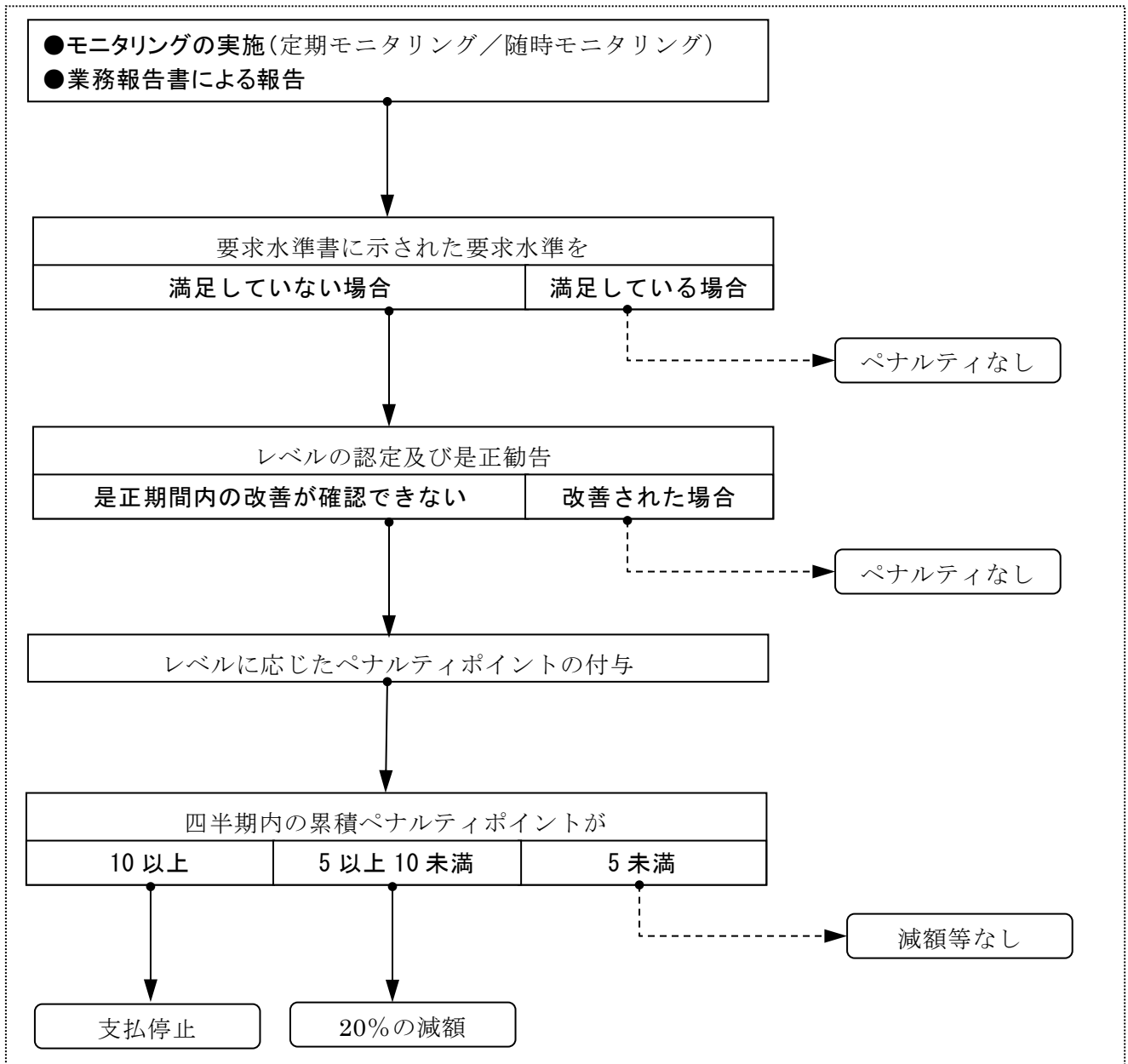


図 1 業務改善手続

第2項 運営費の減額方法

1. 減額の方法

減額等の対象となる支払は、各四半期において本組合が支払う委託料とする。

2. 減額等の措置を講じる状態

運営事業者の責任により、基本契約、運営委託契約又は要求水準書若しくは事業者提案又は業務マニュアル等に示される運営に関する内容を履行していないことにより、表 5 に示す状態に陥った場合又は陥ることが想定される場合に減額等の措置を講じる。

表 5 運営マニュアル等未達成の状態

レベル 1	是正しなければ、本施設の運営に軽微な影響を及ぼすことが想定される場合
レベル 2	是正しなければ、本施設の運営に比較的重大な影響を及ぼすことが想定される場合

3. 減額等の決定過程

- 1) レベル 1 又はレベル 2 の状態に陥っていることが、業務報告書又はモニタリング結果から明らかになった場合、本組合は、その程度、緊急度等を勘案し、運営事業者に相当な是正期間を提示する。
- 2) 運営事業者は、本組合の提示する是正期間内にレベル 1 又はレベル 2 の状態を改善することにより、ペナルティポイントの付与を免れるが、本組合の提示する是正期間を経過しても改善されない場合、1 日につき、レベル 1 は 1 ポイント、レベル 2 は 2 ポイントのペナルティポイントを付与する。
- 3) 本組合及び運営事業者は、ペナルティポイントのカウントに際し、必要に応じて協議することができる。なお、業務水準が運営マニュアル等未達成に至ったと判断した理由が、測定機器の誤動作等の軽微でその原因及び改善策が自明である場合には、次に示す簡略化した手続にすることが可能である。
- 4) 運営事業者から組合への事象の報告
- 5) 運営事業者による原因と責任の究明
- 6) 運営事業者による業務改善作業への着手
- 7) 運営事業者による業務改善作業の完了の報告、組合による承諾
- 8) やむを得ない事由により、運営マニュアル等未達成となる場合、運営事業者は速やかに、かつ詳細にこれを組合に報告し、組合と改善方法について協議する。運営事業者の通知した事由に合理性があると組合が判断した場合、組合は対象となる業務の停止又は変更等を認め、是正勧告を取り下げる。
- 9) 運営マニュアル等未達成の状態が長期にわたる場合の措置は協議によるものとし、協議が調わない場合は組合が決定する。

4. 委託料の減額の金額算定方法

- 1) ある四半期の累積ペナルティポイントが以下に規定する基準に達した場合は、当該四半期における業務遂行を支払の対象とする支払期日における委託料について、表 6 に規定される減額等の措置が実施されるものとする。

表 6 累積ペナルティポイントに応じた減額等の措置内容

累積ペナルティポイント	減額等の措置内容
5 未満	減額等なし
5 以上 10 未満	20%の減額
10 以上	支払停止

- 2) 上記に従い実施される累積ペナルティポイントの加算は、四半期毎になされるものとし、複数の四半期にわたって改善されない同一の改善点についても、新しい四半期においては、再び、0 から加算されるものとする。

5. 提案売電電力量の未達成の場合の措置

当該年度の売電電力量（以下「実売電電力量」という。）が、事業者が提案した売電電力量（技術提案書様式第 10-21 号で提案された売電電力量。以下、「提案売電電力量」という。）に達しない場合は、以下に示す運営費の減額措置を行う。

売電電力量は以下のとおり定義する。

（売電電力量：kWh/年）

＝（発電電力量：kWh/年）＋（購入電力量：kWh/年）－（本施設における使用電力量：kWh/年）

（1）減額の措置

- 1) 本組合は、運営事業者から提出される年報等により、稼働状況実績（実売電電力量、実績ごみ処理量、実績ごみ質）の確認を行う。
- 2) 実売電電力量が提案売電電力量の 90%を下回っていることが確認された場合、提案売電電力量の未達成分（提案売電電力量－実売電電力量）に、当該年度における売電単価（当該年度に組合が電気事業者に対して行った売電の平均単価）の 50%（小数点以下第 3 位を四捨五入）を乗じた金額を運営費から減額する。
- 3) 提案売電電力量と実売電電力量との比較においては、当該年度における実稼働条件（実績ごみ処理量、実績ごみ質）を提案売電電力量に当てはめて年間売電電力量を算出して比較する。なお、提案売電電力量への当てはめは、技術提案書様式第 10-21 号を基本とし、本様式に記載の無い実稼働条件の場合、

実稼働条件を様式内の実稼働条件に隣接する数値範囲内において、実績ごみ処理量、実績ごみ質でそれぞれ直線補間した値を提案売電電力量とする。

- 4) 減額は、提案売電電力量の未達成が発生した年度の第4四半期支払分の運営費から減額する。なお、運営最終年度である、令和28年度に減額が発生した場合は、第4四半期分の支払から減額することを基本とするが詳細は別途協議とする。

(2) 減額の算定方法

減額金額

$$= ((\text{提案売電電力量 : kWh/年}) - (\text{実売電電力量 : kWh/年})) \\ \times (\text{売電単価 : 円/kWh}) \times 50\%$$

6. 提案地元発注額未達成の場合の措置

運営期間中における当該年度の地元企業（焼津市もしくは藤枝市に本社又は本店がある企業）への発注金額が、事業者が提案した地元企業発注金額に達しない場合は、以下に示すとおり運営費の減額措置を行う。

(1) 減額の措置

- 1) 運営事業者から提出される地元企業発注内容及び金額等を示した年報等により、組合は地元企業への発注内容と金額の確認を行う。
- 2) 当該年度内における地元企業発注金額が地元企業提案発注金額（事業収支計画様式第11-9号で提案された地元企業発注金額）よりも下回っていることが確認された場合、当該年度の未達成分を、運営事業者に支払う翌年度の運営費から月割りで減額する。なお、運営最終年度（令和28年度）に減額が発生した場合は、第4四半期分の支払から減額することを基本とするが詳細は別途協議とする。

ただし、地元企業発注金額の未達成が運営事業者の責めに帰すことのできない事由に基づく場合にはこの限りではない。

(2) 減額の算定方法

1ヶ月当たりの減額金額

$$= ((\text{地元企業提案発注金額 : 円/年}) - (\text{地元企業発注金額 : 円/年})) \\ \div 12 \text{ヶ月}$$